

下松市地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度

「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」
を目指して



令和4年3月



社会福祉法人 下松市社会福祉協議会

「障がい」の表記について

本計画では、法律用語などを除き、「障がい」と表記しています。

はじめに

下松市社会福祉協議会では、平成29年3月に「第二次下松市地域福祉活動計画」を策定し、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松」を基本理念として「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざして、地域の皆さんをはじめ関係各機関と連携しながら取り組みを進めてまいりました。



一方、国においては社会福祉法等の改正を行い、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを充実させるなど、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されました。しかし、少子高齢化や核家族化、人口減少社会が進展し、新型コロナウイルス感染症の影響と相まって地域のつながりの希薄化が進み、生活課題も複雑かつ多様化してきています。

こうした中、第三次下松市地域福祉活動計画は、第二次計画の基本理念を引き継ぎながら下松市策定の「第四次ふくしプランくだまつ（下松市地域福祉計画）」と連携し、社会福祉協議会が働きかけて地域住民や関係機関・団体と協働して取り組む、具体的な活動内容を定めた行動計画となります。地域で暮らす一人ひとりがその人らしい生活を安心して送ることができる社会をめざし、地域での諸問題を「我が事」として主体的に参画し、協働による地域づくりを進めるため、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様方に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人下松市社会福祉協議会
会長 白木 正博

ごあいさつ

近年世界的規模で、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、様々な影響を及ぼしています。このような中、近頃は近隣の団結力、絆が少々希薄になった様に感じられてなりません。

下松市では、昨年、「下松市地域福祉計画（ふくしプランくだまつ）」が策定されました。下松市社会福祉協議会においてもこの計画と連携し、前回の活動計画を総括、自己評価し、過日実施した地域住民からの「アンケート調査」等の意見を反映させ、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」の基本理念は踏襲し、活動の基本目標として次の三つを掲げ、「第三次下松市地域福祉活動計画」を策定しました。



- ① 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり
- ② 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援
- ③ 地域で安心して暮らすための基盤づくり

この地域福祉活動計画は、住民とともに取り組む具体的なアクションプランとして社会福祉協議会と地域住民、福祉関係機関・団体、施設、生活関係事業者等の関係者の協力により進められるもので「互助」「共助」が骨子となります。

「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」にさらなるご協力をお願いいたします。

最後になりますが、策定にあたり貴重なご意見や、ご協力をいただきました多くの皆様にお礼を申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年3月

下松市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 木本 芳樹

目次

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・性格	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5

第2章 地域福祉を取り巻く状況

下松市の状況

(1) 人口の推移	6
(2) 地区別人口の状況	6
(3) 世帯数・世帯人員の推移	8
(4) 地区別の世帯数・世帯人員の状況	8
(5) 高齢者の状況	10
(6) 地区別の高齢者の状況	10
(7) 子どもの状況	12
(8) 支援を必要とする人の状況	13

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 計画の基本理念	16
2 計画の基本目標	16
3 計画の体系	17
4 地域福祉活動圏域の捉え方	18
5 地区社会福祉協議会の区分	19

第4章 地域福祉活動への取り組み

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり	20
基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援	26
基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり	30

【資料編】

1 下松市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	36
2 下松市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況	38
3 下松市社会福祉協議会経営方針	39
4 下松市社会福祉協議会機構図	40
5 下松市社会福祉協議会組織体制	41
6 用語の解説	42

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

下松市社会福祉協議会では、平成29年3月に「第2次下松市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域に根ざした地域福祉活動を推進してきました。

令和3年度は、計画の最終年度として、この間の取り組みの総括を行うとともに、第2次計画の取り組みの成果と課題を踏まえて、更なる地域福祉の推進をするために、下松市の行政による計画「地域福祉計画」と連携し、住民とともに取り組む具体的なアクションプランとして「第3次下松市地域福祉活動計画」を策定するものです。

近年の、かつて経験したことのない広範な社会・経済活動の減少は、個人や事業者の収入の減少、雇止めや失業などを招き高齢者や障がい者・児、児童、乳幼児のいる世帯はもちろんのこと、多くの方々が困窮状態に陥っています。また、社会的孤立の問題、ダブルケアやいわゆる8050問題などにより、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」し、地域における生活課題を深刻化させるとともに新たな福祉ニーズを発生させています。

このような地域生活課題を解決するためには、地域全体が直面する地域生活課題を住民一人一人が「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していくことが重要です。

このような中、複雑多岐な福祉課題を乗り越えていくためには、行政の施策や取り組みだけではなく、地域住民が互いに支え合い、助け合っていく活動体制が、地域福祉を進めるうえで必要不可欠となります。

また、今まで地域福祉活動に無関心だった人々を新たな福祉の担い手として養成し、地域福祉の担い手の後継者不足の解消に努めることも本計画の策定趣旨ともいえます。

2 計画の位置づけ・性格

1) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「すべての住民」・「地域で福祉活動を行う者」・「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、住民主体の理念に基づき、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

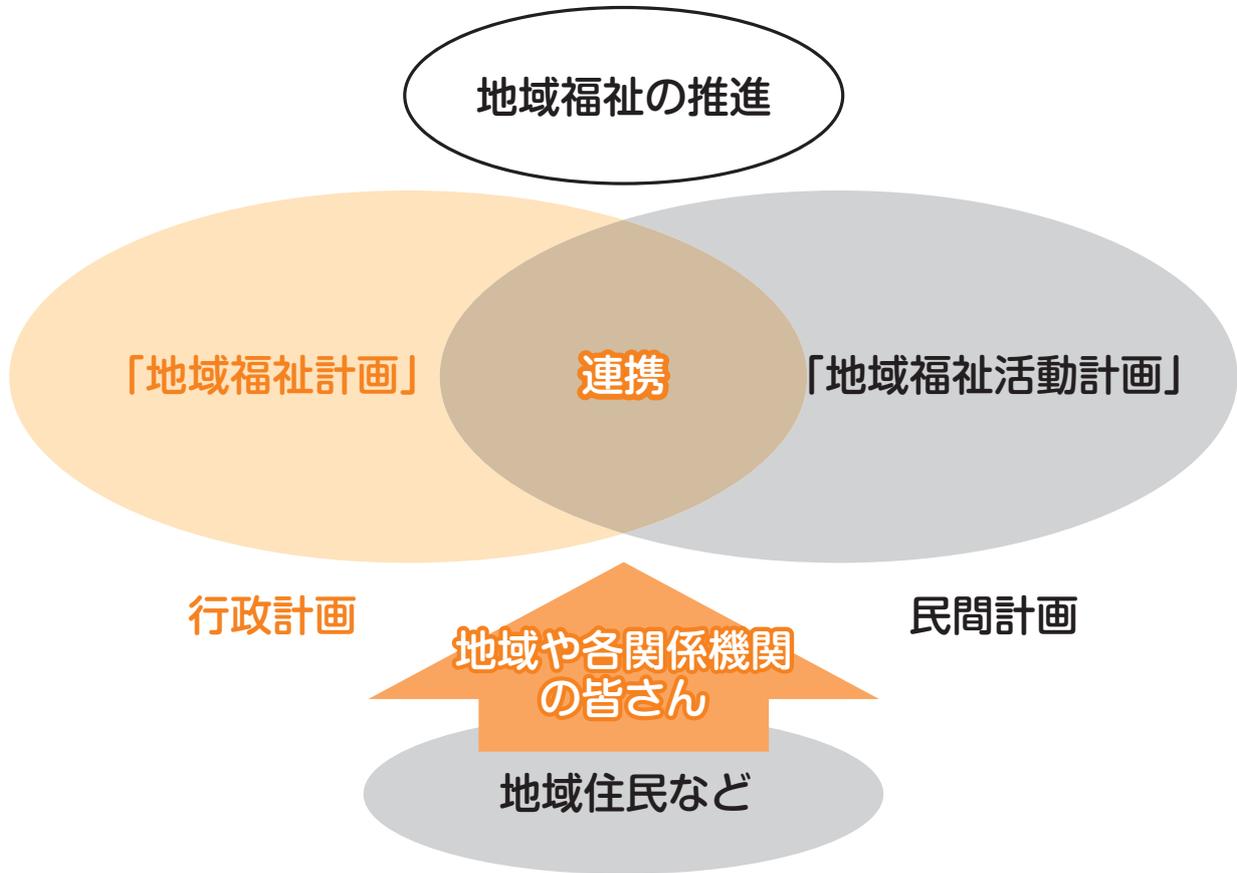
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政計画としての「地域福祉計画」は、地域福祉の政策や制度、各種施策などを充実させながら、地域福祉を推進していくための仕組みづくりに力点が置かれます。

一方、「地域福祉活動計画」は、住民・市民の立場から地域福祉の活動を主体的に進めていくための方向が示されることとなります。

この2つの計画は、ともに地域福祉を推進していくということでは共通の目的を有するものであることから、地域生活課題等を踏まえた目指す地域の姿や理念、基本的な目標や施策と事業・活動を一部共有するなど、連携した取り組みをしていく必要があります。



地域福祉計画の位置づけ

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度～2026（令和8）年度までの5年間とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は両輪との考え方から「下松市地域福祉計画」（計画期間2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）と一体的な考えで進めます。

なお、地域の事情や社会情勢の変化を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとします。

●下松市総合計画	2021年度～2030年度
●下松市地域福祉計画（ふくしプランくだまつ）	2021年度～2025年度
●下松市成年後見制度利用促進基本計画	下松市地域福祉計画と一体的に策定
●下松市自殺対策計画	2020年度～2024年度
●下松市再犯防止推進計画	2020年度～2024年度
● 下松市地域福祉活動計画（下松市社会福祉協議会）	2022年度～2026年度
●下松市老人福祉計画・介護保険事業計画（くだまつ高齢者プラン）	2021年度～2023年度
●下松市障害者計画（下松市新障害者プラン）	2021年度～2023年度
●下松市障害福祉計画	2021年度～2023年度
●下松市障害児福祉計画	2021年度～2023年度
●下松市子ども・子育て支援事業計画（くだまつ星の子プラン）	2020年度～2024年度
●下松市健康増進計画（健康くだまつ21）	2017年度～2021年度

4 計画の策定体制

活動計画を策定していく体制として、「策定委員会」「アンケート調査」等を実施して、各レベルで策定作業を進めていきました。

①策定委員会

策定委員会を設置し、地域福祉活動実践者、福祉関係事業者、学識経験者、ボランティア団体等の各代表者等から、計画の策定に関する必要な事項について協議を行い、策定のための内容を検討しました。

②アンケート調査等による課題抽出

地域の課題・問題点について、関係団体（第2層協議体、地域のいきいきサロンなど）の協力を得て意見の取りまとめを行いました。

③地区社会福祉協議会情報交換の実施

各地区での取り組みや、問題点などの現状を把握するため、令和2年7月から9月に市内15地区社会福祉協議会と個別の情報交換会を実施し地区での課題を話し合いました。

④事務局内による検討

事務局内において、現計画の課題と取り組みをふまえて、住民の皆さんの意見を反映し、本計画内容の検討を行いました。

※「社会福祉協議会」（通称：社協）

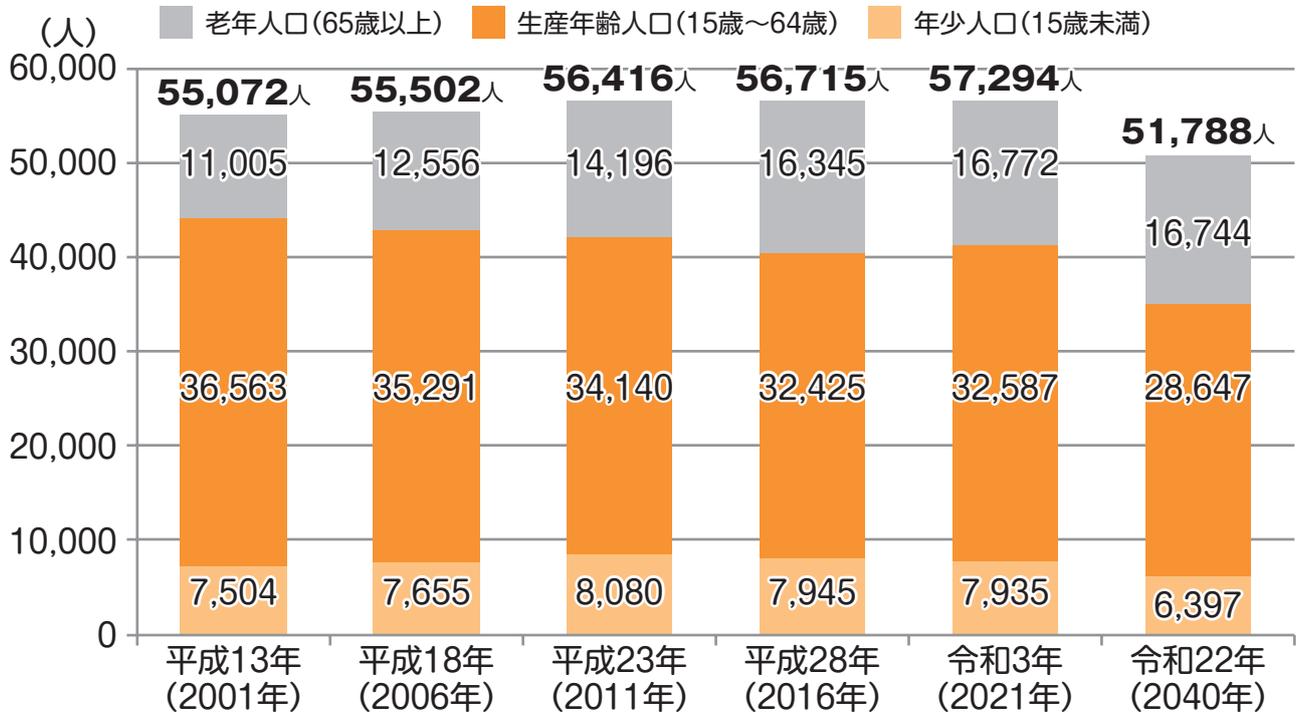
※「地区社会福祉協議会」（通称：地区社協）



第2章 地域福祉を取り巻く状況

下松市の状況

1) 人口の推移



資料: 1歳刻み人口 (自治会ベース) 統計表 総合計 (12月末)
 令和22年 (2040年) の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成30年推計)」

2) 地区別人口の状況

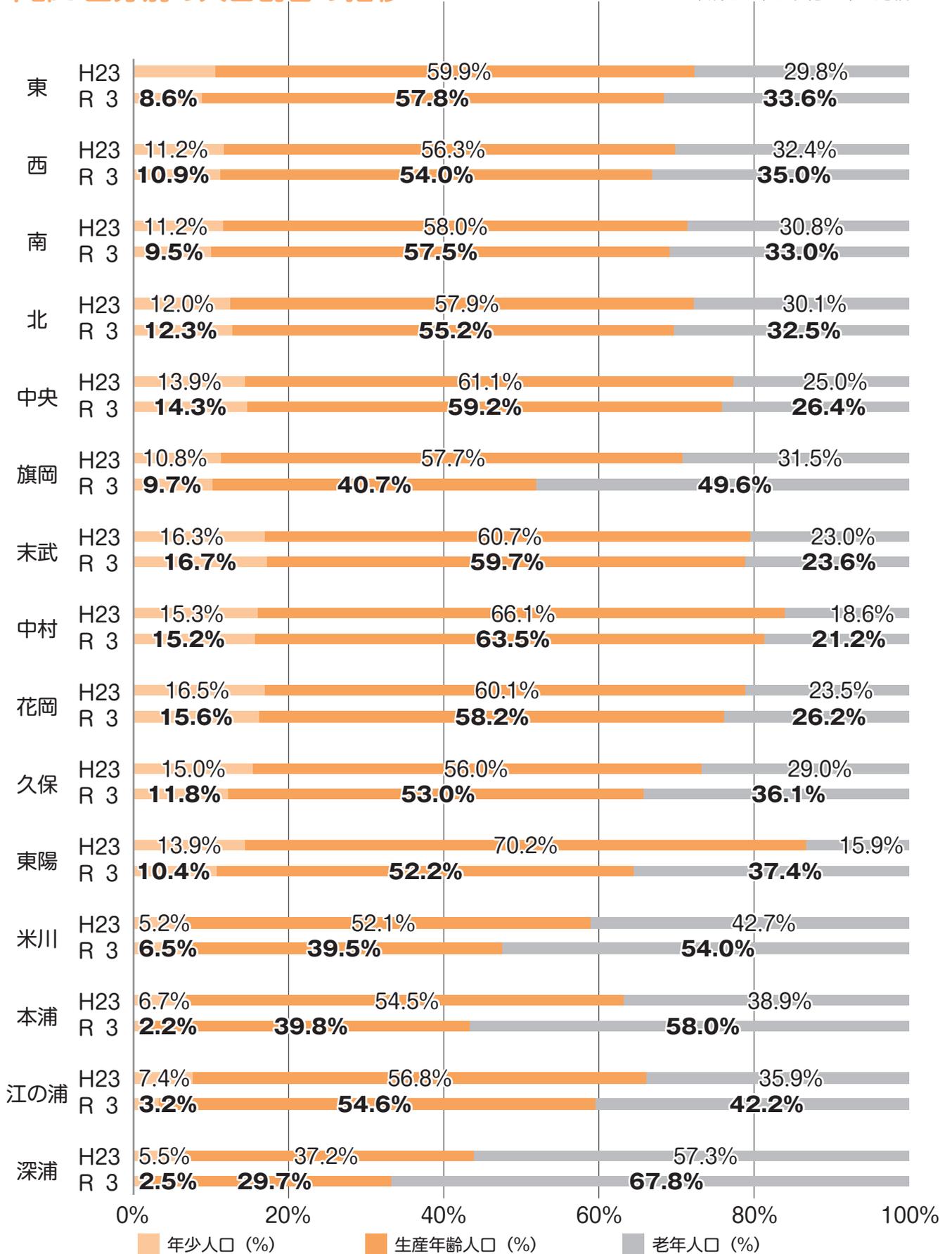
※平成23年と令和3年の比較

地区社協名	総人口 (人)			地区社協名	総人口 (人)		
	平成23年 (2011年)	令和3年 (2021年)	増減		平成23年 (2011年)	令和3年 (2021年)	増減
東地区	1,595	1,499	▲96	花岡地区	12,759	13,586	827
西地区	1,806	1,695	▲111	久保地区	5,936	5,559	▲377
南地区	1,114	1,007	▲107	東陽地区	4,187	3,486	▲701
北地区	5,511	5,636	125	米川地区	660	511	▲149
中央地区	3,470	3,649	179	本浦地区	314	226	▲88
旗岡地区	2,314	1,676	▲638	江の浦地区	407	339	▲68
末武地区	10,241	11,819	1,578	深浦地区	344	236	▲108
中村地区	5,406	6,370	964				

資料: 1歳刻み人口 (自治会ベース) 統計表 住民基本台帳 (12月末)
 ※平成23年の地区別人口には、外国人352人は、含まれていません。

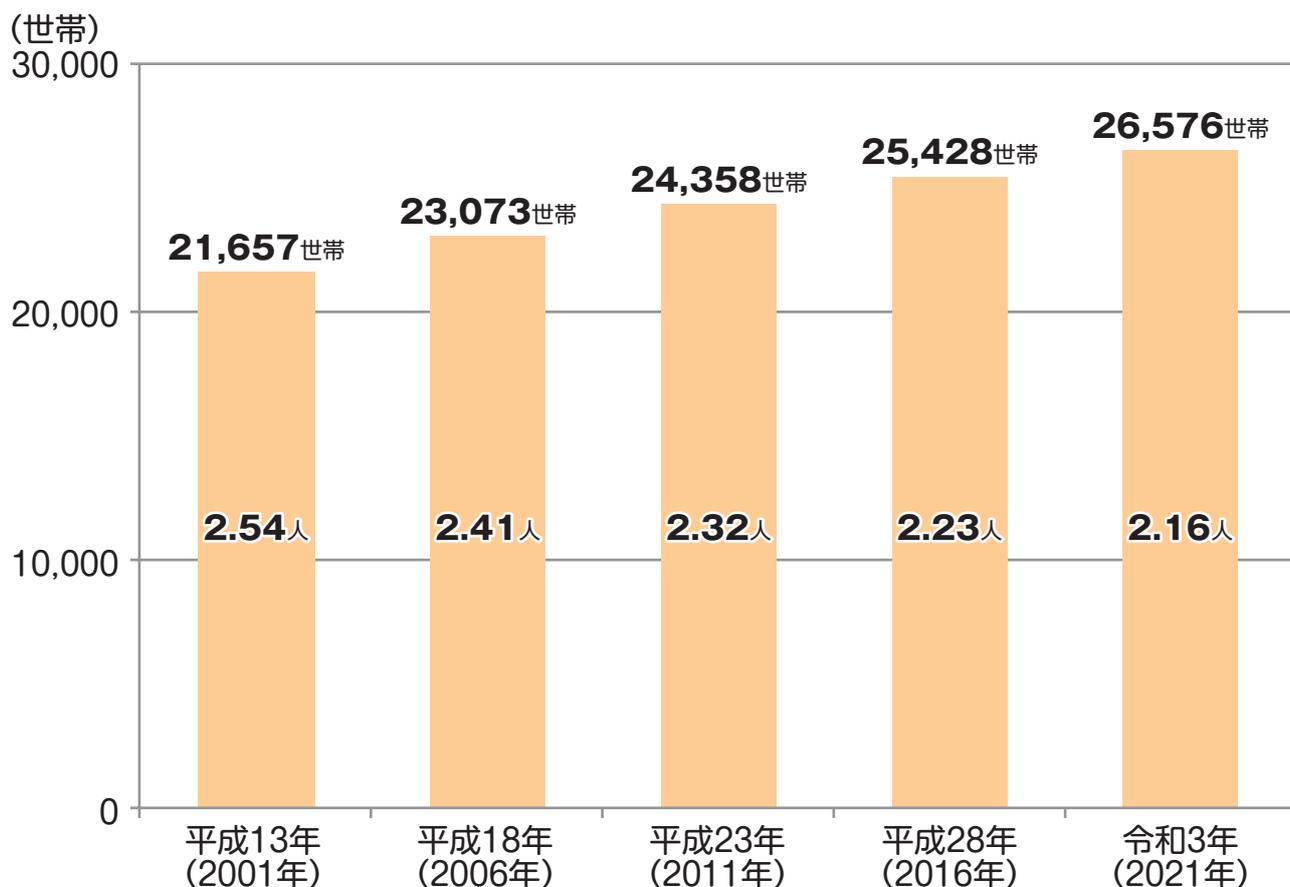
年齢3区別の人口割合の推移

※平成23年と令和3年の比較



資料：1歳刻み人口（自治会ベース）統計表 住民基本台帳（12月末）

3) 世帯数・世帯人員の推移



※世帯人員=総人口 / 総世帯数
資料: 1 歳刻み人口 (自治会ベース) 統計表 総合計 (12 月末)

4) 地区別の世帯数・世帯人員の状況

※平成 23 年と令和 3 年の比較

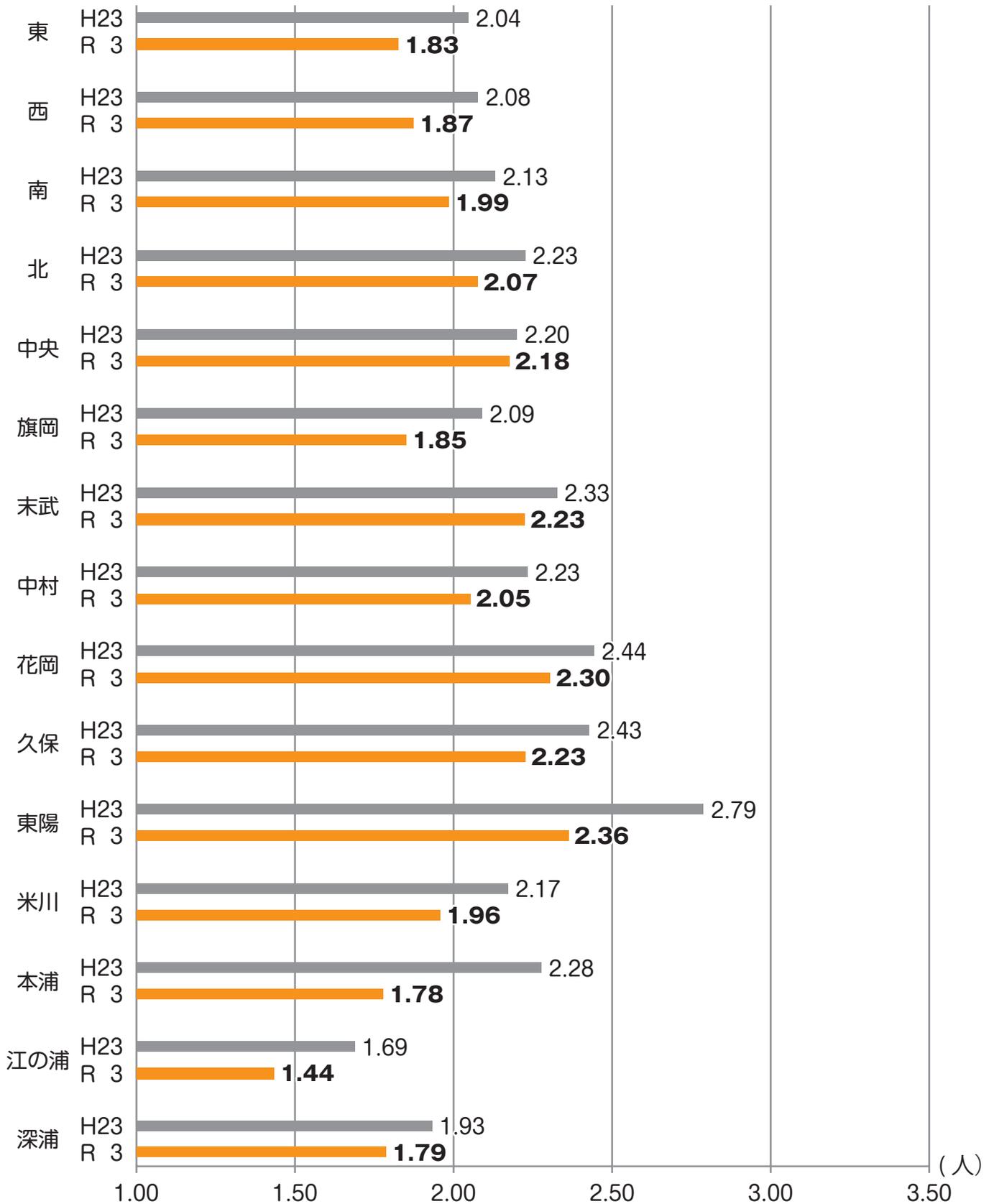
世帯数の推移

地区社協名	総世帯数			地区社協名	総世帯数		
	平成 23 年 (2011年)	令和 3 年 (2021年)	増 減		平成 23 年 (2011年)	令和 3 年 (2021年)	増 減
東 地 区	780	819	39	花岡地区	5,224	5,898	674
西 地 区	870	905	35	久保地区	2,447	2,497	50
南 地 区	523	507	▲ 16	東陽地区	1,501	1,475	▲ 26
北 地 区	2,475	2,717	242	米川地区	304	261	▲ 43
中央地区	1,577	1,677	100	本浦地区	138	127	▲ 11
旗岡地区	1,108	907	▲ 201	江の浦地区	241	236	▲ 5
末武地区	4,404	5,311	907	深浦地区	178	132	▲ 46
中村地区	2,424	3,107	683				

資料: 1 歳刻み人口 (自治会ベース) 統計表 住民基本台帳 (12 月末)
※平成 23 年の地区別世帯数には、外国人 164 世帯は、含まれていません。

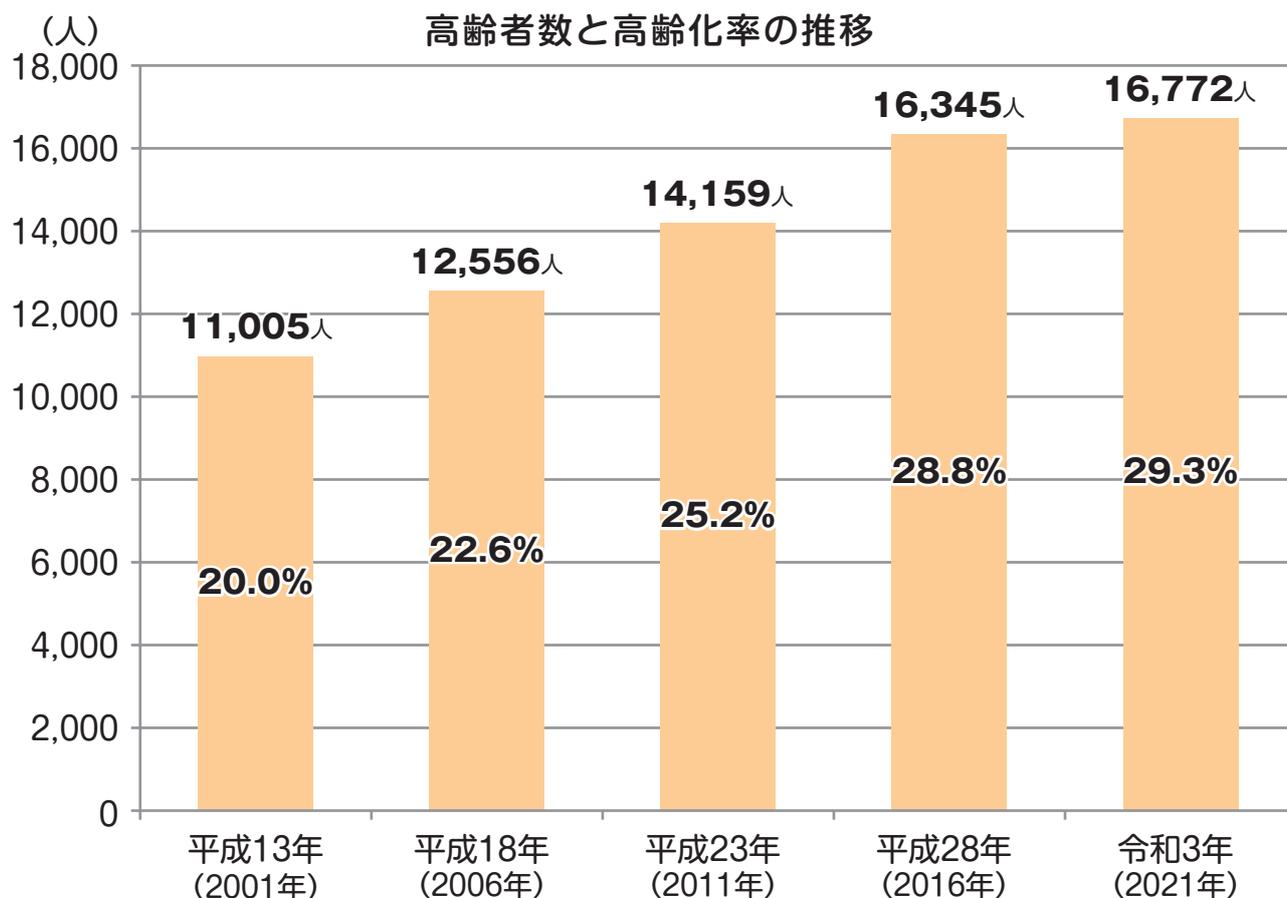
世帯人員の推移

※平成23年と令和3年の比較



資料：1歳刻み人口（自治会ベース）統計表 住民基本台帳（12月末）

5) 高齢者の状況



資料：1歳刻み人口（自治会ベース）統計表 総合計（12月末）

6) 地区別の高齢者の状況

高齢者人口の推移

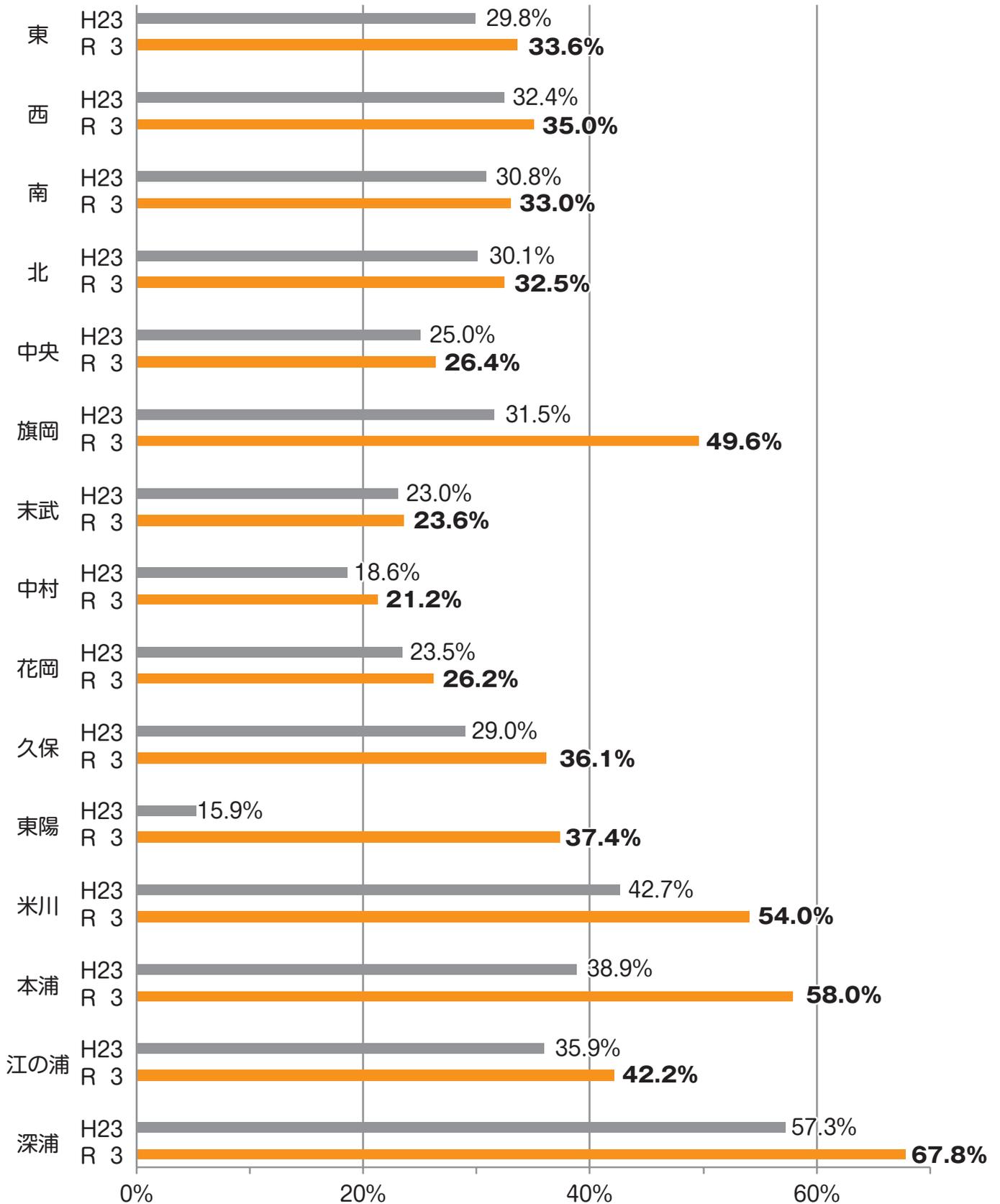
※平成23年と令和3年の比較

地区社協名	総世帯数			地区社協名	総世帯数		
	平成23年 (2011年)	令和3年 (2021年)	増減		平成23年 (2011年)	令和3年 (2021年)	増減
東地区	476	504	28	花岡地区	2,995	3,557	562
西地区	586	594	8	久保地区	1,723	2,008	285
南地区	343	332	▲11	東陽地区	667	1,303	636
北地区	1,659	1,829	170	米川地区	282	276	▲6
中央地区	867	965	98	本浦地区	122	131	9
旗岡地区	730	831	101	江の浦地区	146	143	▲3
末武地区	2,359	2,786	427	深浦地区	197	160	▲37
中村地区	1,007	1,353	346				

資料：1歳刻み人口（自治会ベース）統計表 住民基本台帳（12月末）

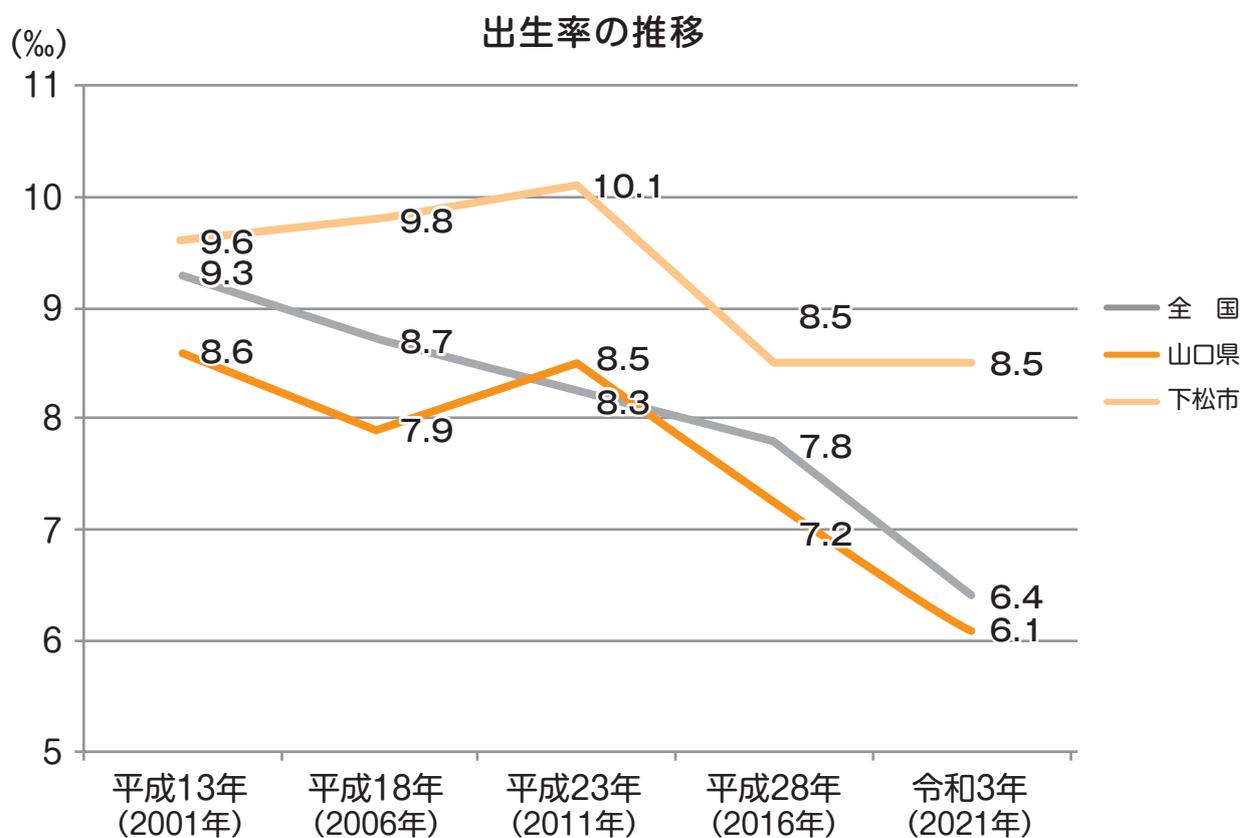
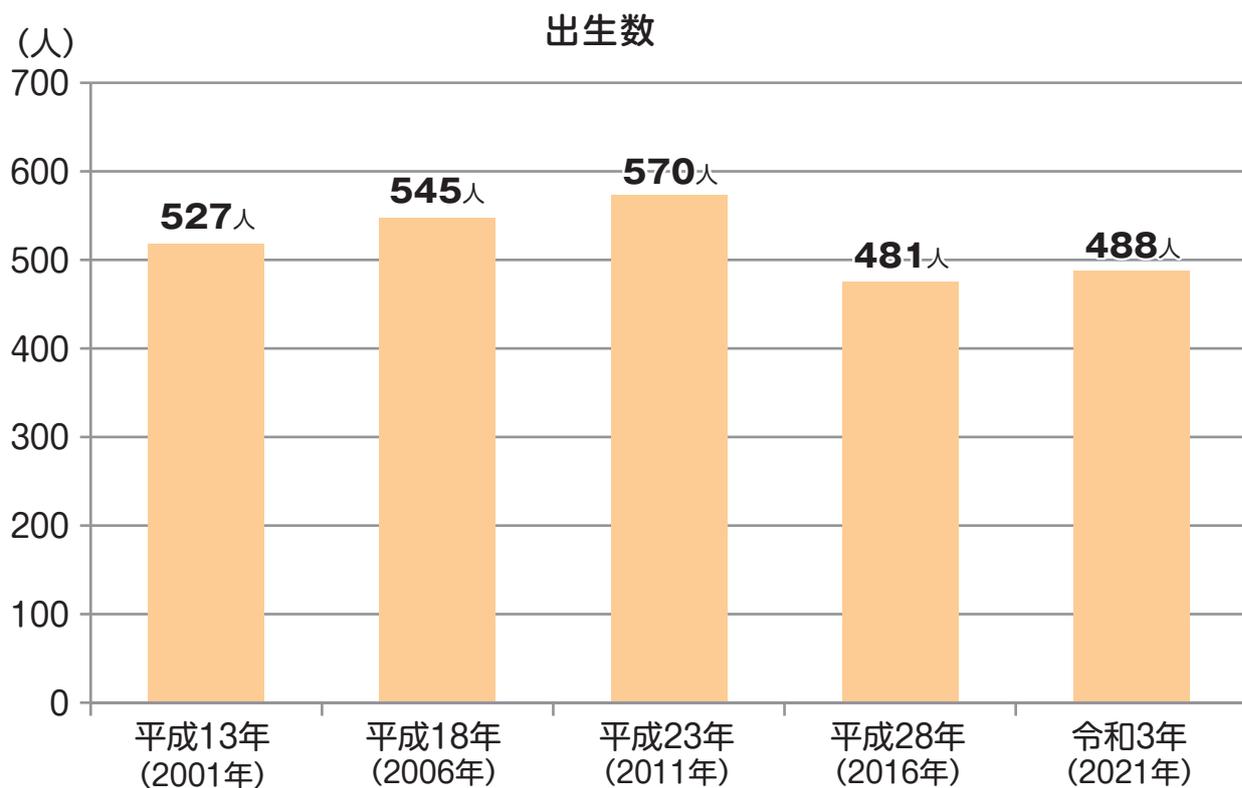
高齢化率の推移

※平成23年と令和3年の比較



資料：1歳刻み人口（自治会ベース）統計表 住民基本台帳（12月末）

7) 子どもの状況



※出生率 (1,000人あたり) = 出生数 / 総人口 × 1,000

資料: 厚生労働省 人口動態調査、山口県人口移動統計調査、統計くだまつ 各年1月～12月の間において出生原因により下松市に住民票を作成した者の数

※令和3年度については、人口動態速報 (2021年10月分) からの推計値

8) 支援を必要とする人の状況 障がいのある人

身体障害者手帳の所持者と構成比の推移（人）

	平成 13 年 (2001年)	平成 18 年 (2006年)	平成 23 年 (2011年)	平成 28 年 (2016年)	令和 3 年 (2021年)
肢 体 不 自 由	797	949	956	886	850
	53.1%	50.9%	51.0%	50.1%	48.7%
視 覚 障 害	146	142	129	103	98
	9.7%	7.6%	6.9%	5.8%	5.6%
聴覚・平衡機能障害	159	194	176	180	184
	10.6%	10.4%	9.4%	10.2%	10.6%
内 部 障 害	376	544	581	574	586
	25.1%	29.1%	31.0%	32.4%	33.6%
音 声 ・ 言 語 ・ そ じ ゃ く 機 能 障 害	22	37	32	27	26
	1.5%	2.0%	1.7%	1.5%	1.5%
合 計	1,500	1,866	1,874	1,770	1,744

※内部障害は、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

療育手帳の所持者の推移（人）

	平成 13 年 (2001年)	平成 18 年 (2006年)	平成 23 年 (2011年)	平成 28 年 (2016年)	令和 3 年 (2021年)
療 育 A	109	161	162	165	142
療 育 B	75	138	180	228	233
合 計	184	299	342	393	375

※療育 A が重度

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移（人）

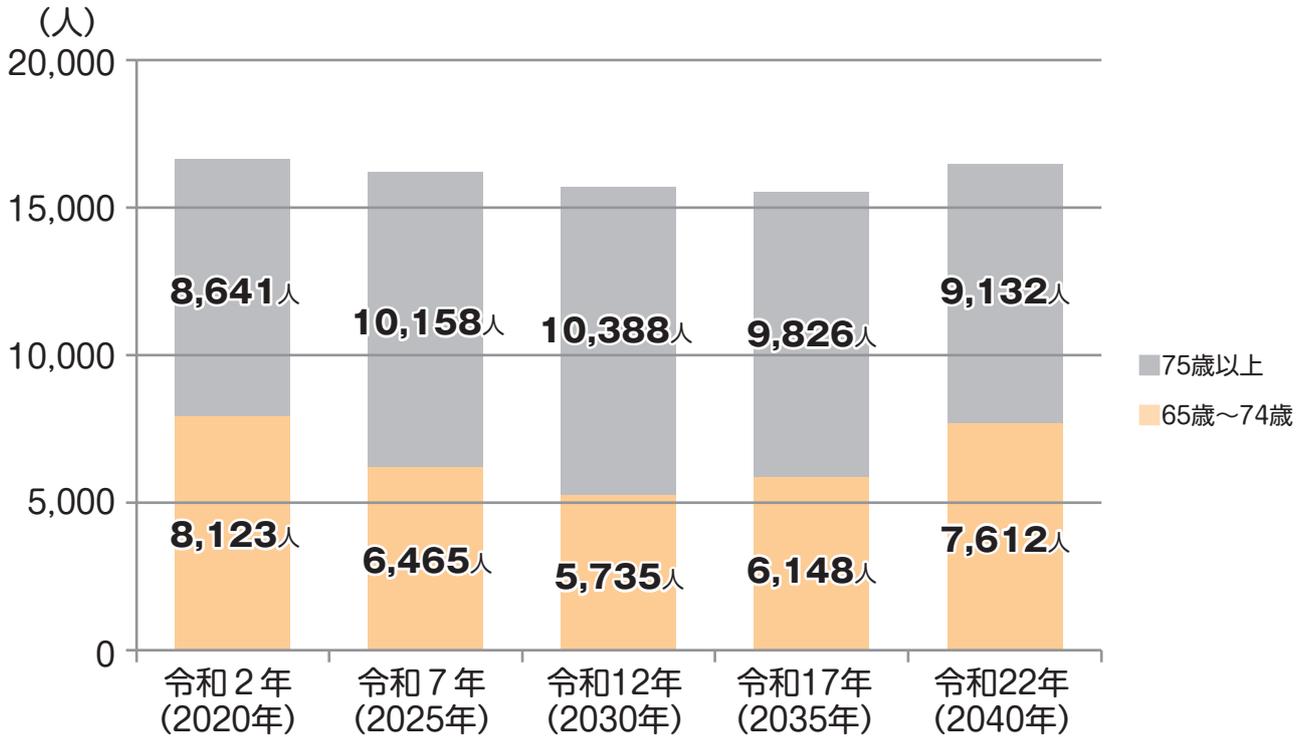
	平成 18 年 (2006年)	平成 23 年 (2011年)	平成 28 年 (2016年)	令和 3 年 (2021年)
精 神 1 級	56	59	55	48
精 神 2 級	77	129	157	167
精 神 3 級	25	46	88	119
合 計	158	234	300	334

※1級が重度

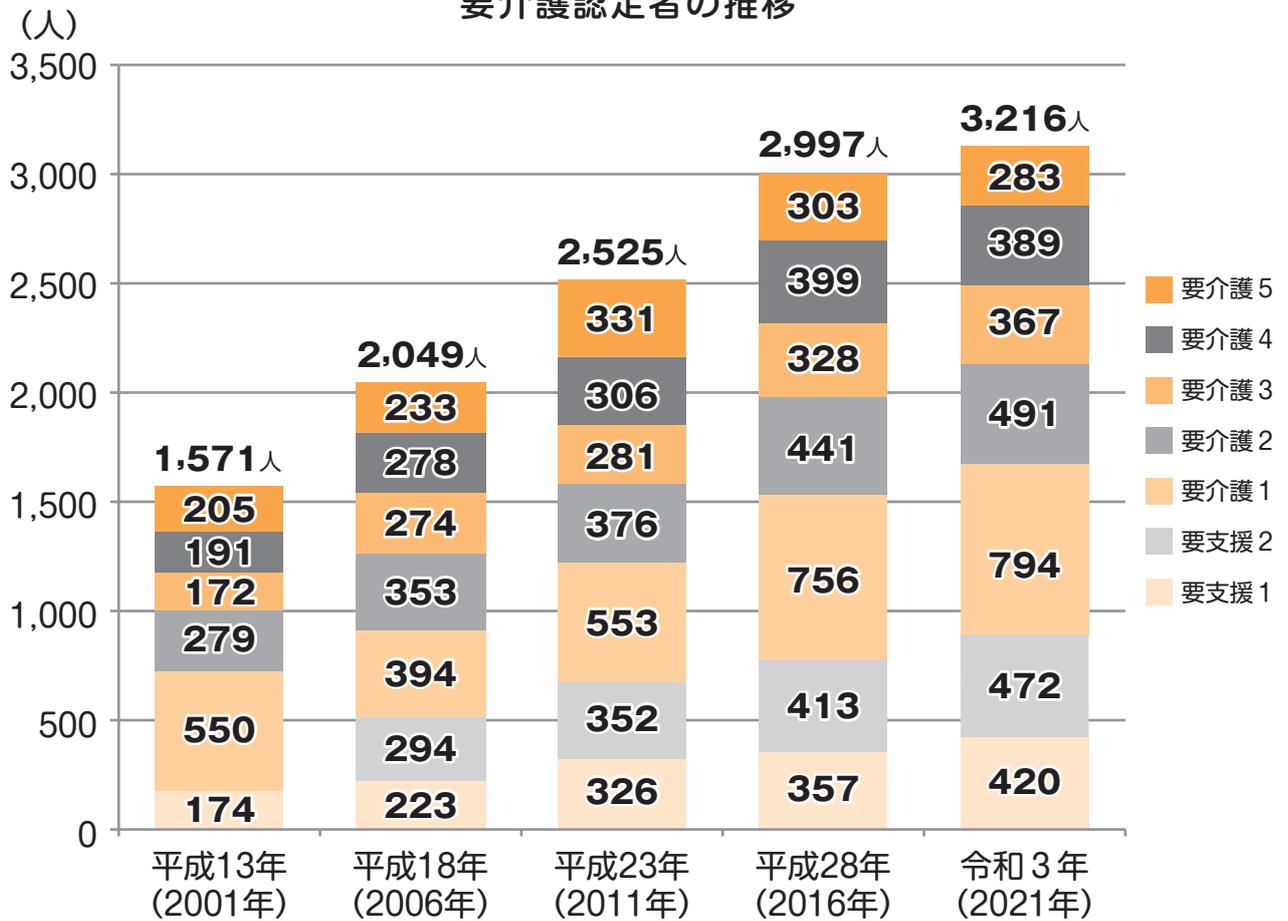
※平成 13 年以前は県の取り扱い

資 料：市決算報告書より各年度末における数値（重複障害者は主な障害に計上）

高齢者

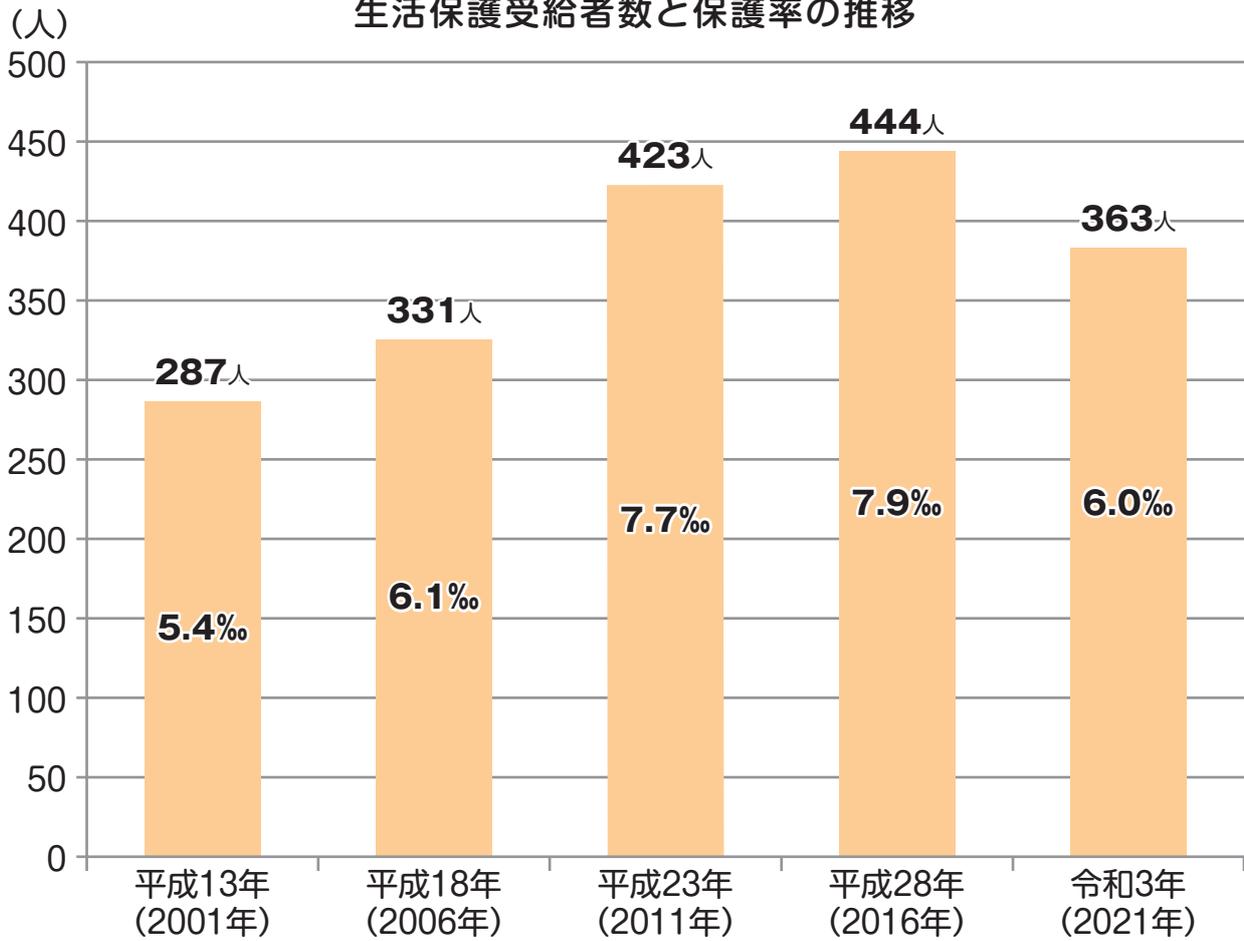


要介護認定者の推移



生活保護

生活保護受給者数と保護率の推移



※保護率 (1,000 人あたり) = 被保護人員 / 総人口 × 1,000

資料: 統計くだまつ 各年度月平均の数値

※令和3年度は令和3年4月から令和3年12月までの9か月間の平均



第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、下松市地域福祉計画との連携から、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」の基本理念は、踏襲し、住民相互の理解のもと、住民一人ひとりが尊重される地域の中で、すべての人が互いにふれあいを深め、支え合いながら、しあわせに暮らすことができる地域社会づくりに取り組みます。

基本理念

ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現

2 計画の基本目標

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

近年、地域の繋がりづくりが薄れてきています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、お互いの考え方や価値観を認め合いながら、共に見守り、支え合う地域づくりを進めていくことが必要です。そのため、地域が抱える課題を「我が事」としてとらえ、課題解決を図る当事者意識を高めることが必要です。また、子ども、高齢者、障がい者などへの理解を深め、思いやりの心を育み、世代を問わず地域住民などの繋がりを築き、支え合いながら暮らしていく意識を醸成することが必要となってきます。

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援

地域福祉を担う人の固定化や高齢化などにより、新たに地域福祉を担う人の人材不足が懸念されます。地域福祉の推進に不可欠な地域住民の福祉意識の醸成を図るとともに、地域ぐるみの活動やボランティア活動、市民活動等に取り組む人材の発掘・育成を進めるとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、団体の柔軟な活動を支援するなど、地域生活課題の解決に向けた環境を整備することが必要となってきます。

基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

地域福祉活動を活性化し、地域住民の参加を促していくためには、住民が活動しやすい環境を整えていくことが重要となります。住民の皆さんが相談しやすい相談体制の充実を図るとともに、誰もが安心して暮らすことにつながるよう、地域福祉の推進を支える社会福祉協議会の事業が理解されるように分かりやすい福祉情報の発信に努めます。また、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるようサービスの提供体制の整備を図るとともに、環境づくりや活動基盤の充実が必要となってきます。

3 計画の体系

3つの基本目標に沿って、課題を解決するための取り組みを次のように活動目標として体系化しました。

また、活動目標を具現化するため、活動目標ごとの実施計画により具体的な取り組みを示しました。

	基本目標	活動目標
基本理念 ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現	1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり	1 コミュニケーションの促進 2 支え合いの促進 3 地域参加の促進 4 地域による子育て支援 5 災害時における支援体制づくり
	2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援	1 ボランティア活動への参加の促進 2 地域福祉活動を推進する人材の育成 3 地域福祉に取り組む団体への支援 4 福祉教育の推進
	3 地域で安心して暮らすための基盤づくり	1 相談支援体制の充実 2 情報提供の充実 3 生活を支援するためのサービスの提供 4 住民ニーズを把握する仕組みづくり

4 地域福祉活動圏域の捉え方

下松市はおおむね小学校区により、地域の人口、高齢化率、地域の特性、地理的条件などは様々です。これから地域福祉活動計画を推進していくために、下松市全域で目標を掲げ、それぞれの立場や地域での取り組みを進めていきます。

1 市民（個人、家族）

個人や家族を指し、一人ひとり、各家族として日常生活の中で取り組む内容になります。

2 小地域（自治会、自治会の班、隣り近所）

地域の助け合いを進める地域の範囲として、日常的なあいさつ、声かけ、見守りや助け合いなど、日常的な地域福祉推進の活動ができる小地域を指します。

3 地区（地区社協、公民館区、地区自治会連合会単位など）

おおむね小学校区や公民館区、地区自治会連合会単位など、地域性を持った区域で地域福祉活動を推進するための実施主体となる組織や団体などが活動するエリアになります。

4 全域（下松市域）

この計画を推進する区域（下松市域）で、下松市社会福祉協議会が調整役となり市民全体として地域福祉活動に取り組む区域になります。

地域福祉活動圏域



5 地区社会福祉協議会の区分



第4章 地域福祉活動への取り組み

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」と位置づけられ、地域福祉を推進する中核的な団体として、地区社会福祉協議会をはじめ、各種団体と連携しながら地域の特性を生かした活動を展開しています。

また、県下の社会福祉協議会では、「困ったときにお互いが助け合える組織を地域につくろう」をテーマに“福祉の輪づくり運動”が展開されてきました。

これまで下松市社会福祉協議会では、見守りネットワーク活動、地区社協の活動支援を進めるとともに、小地域の活動の担い手である福祉員の育成や活動の充実強化、ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営支援などを行ってきました。

しかし、近年、地域生活課題は複雑化・複合化が進んでいる中で、地域での繋がりが希薄化している状況です。そのため、ひとり暮らし高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人等を、地域住民が互いに支え合い、助け合っていく活動体制を進めていく必要があります。

このような中、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していくことが重要であり、住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。

【一人ひとりで取り組むこと】

- 隣近所の人や、友人知人等とお互いに声をかけあいましょう。
- 自治会や子ども会等自分の住む地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 自分が知っている地域の情報や福祉の情報を周りの人に広げましょう。

【地域みんなで取り組むこと】

- 身近に「支援が必要としている人」がいることを把握し、手助けできないことがないか考えましょう。
- 地域の福祉活動の情報を周りの人に発信しましょう。
- 地域の生活課題や福祉課題を発見して、地域や団体で取り組める活動を考えましょう。

【市域・社協で取り組むこと】

- 地域での交流が深まるよう、呼びかけるなど、情報提供を行います。
- 福祉に関する講座、研修会を開催します。
- 「福祉員」の周知を図るとともに、民生委員などとの連携のもと、地域見守り体制の促進を図ります。

活動目標1 コミュニケーションの促進

- あいさつ運動
- ふれあい交流事業
- コミュニケーション講座の開催
- 意思疎通支援事業の実施

活動目標2 支え合いの促進

- 福祉員の育成強化
- 福祉の輪づくり運動の推進
- ふれあい食事サービスの実施
- 地域見守り・支え合い事業の実施
- 認知症見守り・声掛け訓練の実施支援

活動目標3 地域参加の促進

- 地区担当制の実施
- 地区社会福祉協議会の活動支援
- ふれあい・いきいきサロンの普及啓発
- 通いの場ガイドブックの作成
- スマイルクラブの開催
- 生活支援体制整備事業の充実
- 地域交流活動の支援

活動目標4 地域による子育て支援

- 子育てサロンの開設支援
- 子育て支援センター事業の充実
- 児童・生徒の登下校時の安全確保

活動目標5 災害時における支援体制づくり

- 災害時要配慮者の把握
- 災害ボランティアの養成
- 災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し・更新
- 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練

活動目標1 コミュニケーションの促進

活動方針 地域内での交流が深まるよう地域コミュニケーションの活性化を図ります。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
あいさつ運動	「小さな親切」運動を通して、のぼり旗を設置するとともに、学校等と連携してあいさつ運動を推進します。					▶
ふれあい交流事業	ふれあい交流事業（米川あったか便）を他の地区でも拡げて実施できるように支援します。					▶
コミュニケーション講座の開催	一般市民を対象として、コミュニケーション技術や、傾聴に関する講座を開催します。	開催			開催	
意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者等の自立と社会参加を円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。					▶



コミュニケーション講座



米川あったか便



振興大会での手話通訳

活動目標2 支え合いの促進

活動方針 小地域福祉活動の推進者である「福祉員」の周知を図るとともに、民生児童委員、関係者との連携のもと地域見守り体制の促進を図ります。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
福祉員の育成強化	福祉員の役割について見守りを重点事項として、理解促進・育成強化を図ります。					▶
福祉の輪づくり運動の推進	県社会福祉協議会が進める、「福祉の輪づくり運動」を推進し、見守り体制の構築を図ります。					▶
ふれあい食事サービスの実施	77歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に実施している「ふれあい食事サービス」を通して関係者の連携強化を図ります。					▶
地域見守り・支え合い事業の実施	民生児童委員・福祉員・自治会・地区社会福祉協議会等との連携のもと、見守り体制の整備を図ります。					▶
認知症見守り・声掛け訓練の実施支援	認知症への理解促進を図るとともに、地区で実施する認知症見守り・声掛け訓練を支援します。					▶



認知症見守り・声かけ訓練



久保地区福祉員研修会

活動目標3 地域参加の促進

活動方針 地域住民にもっとも身近な地区社会福祉協議会の活動を支援するとともにふれあい・いきいきサロンなど交流の拠点づくりを進めます。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
地区担当制の実施	市内15地区社会福祉協議会との連携強化のため、職員による地区担当制を実施します。					▶
地区社会福祉協議会の活動支援	地区社会福祉協議会の組織・活動体制の強化及び財政支援に努めます。					▶
ふれあい・いきいきサロンの普及啓発	多様な世代が気軽に集える、ふれあい・いきいきサロンの普及啓発の推進をします。					▶
通いの場ガイドブックの作成	市と連携してガイドブックを作成して、新たな通いの場づくりと、参加者の促進を図ります。					▶
スマイルクラブの開催	しょうせい苑と連携のもと知的障がい者（児）の余暇活動の場を作り、社会との関わりを増やす機会を作ります。					▶
生活支援体制整備事業の充実	各地区にコーディネーターの配置を進めると共に各地区のニーズ把握・共有を行い、地域の助け合い・支え合い活動の創出を図ります。					▶
地域交流活動の支援	新しい生活様式のもとで地域活動や交流活動などの居場所づくり活動の支援をします。					▶



サロン活動



スマイルクラブ

活動目標4 地域による子育て支援

活動方針 各種関係機関と連携し、子どもの健やかな成長を支援します

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
子育てサロンの開設支援	子育て支援センターと連携のもと子育てサロンの開設について支援します。					▶
子育て支援センター事業の充実	ファミリーサポートセンターと連携して児童の健やかな成長の支援を行います。					▶
児童・生徒の登下校時の安全確保	防犯対策推進協議会と連携して市内に子ども110番ののぼり旗を設置するとともに、地域の見守り隊などと協力して、子供の安全確保に努めます。					▶

活動目標5 災害時における支援体制づくり

活動方針 行政をはじめ各機関と連携しながら、災害時の支援体制の構築と環境整備を行います。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
災害時要配慮者の把握	行政をはじめ各機関と連携しながら災害時要配慮者の把握に努め、災害時には支援します。					▶
災害ボランティアの養成	周南3市で連携して災害時のボランティアの役割等についての理解促進を図るとともに災害ボランティアの養成に努めます。					▶
災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し・更新	災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し・更新を行います。また、BCPの策定も行います。	見直し・更新	BCP策定			
災害ボランティアセンターの設置・運営訓練	災害時に備えて災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行います。					▶

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援

現状と課題

地域における福祉活動を進めるためには、福祉活動の推進者や活動の担い手となる人材の活躍が重要な役割を担っています。

これまで下松市社会福祉協議会では、これからの地域福祉を担う人材を育成するため、地域住民に対する担い手講座や地域づくり講演会、福祉体験学習などを開催していき、また、市内小・中・高等学校との連携・協働による福祉教育の推進に取り組んできました。

しかしながら、長年にわたり活動してきたボランティアや当事者団体等の担い手の高齢化や新たな担い手の加入が進まず、団体の維持が難しくなっており、将来の担い手となる人材の育成は進んでいない状況にあります。

このように、地域での福祉活動を推進する担い手不足が懸念される中、次世代の地域福祉を担う人材の養成・育成と福祉関係団体の組織及び身近な地域での福祉活動の活性化が必要となります。

【一人ひとりで取り組むこと】

- 地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域で行われている活動に参加してみましょう。
- 自分の知識や経験などを地域に活かしてみましょう。

【地域みんなで取り組むこと】

- 無理のない範囲でボランティア活動に取り組みましょう。
- 地域の中でボランティア活動をする人を養成し、支援しましょう。
- 地域内の行事に関心を持ち参加してもらうことで、担い手となる人の掘り起しに努めましょう。

【市域・社協で取り組むこと】

- ボランティア情報の発信をはじめ、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 次世代の地域福祉の推進者を育成するため、福祉担い手講座を開催します。
- 小・中・高等学校と連携しながら、福祉教育の推進を図ります。

活動目標1 ボランティア活動への参加の促進

- ボランティア情報の発信
- ボランティア講座の開催
- ボランティアグループの活動支援
- 介護支援ボランティアポイント制度の推進

活動目標2 地域福祉活動を推進する人材の育成

- 愛のバザーの実施
- 下松市社会福祉振興大会の開催
- 福祉担い手講座の開催
- 各種研修会の参加促進

活動目標3 地域福祉に取り組む団体への支援

- 各種団体活動の支援
- 福祉関係団体との連携強化
- 地域公益活動の取り組み
- 助成情報等の提供

活動目標4 福祉教育の推進

- 学校と共に進める福祉教育の推進
- ジュニアボランティア養成事業の推進
- 福祉を理解するための講演会の開催
- 各種実習生の受入れ



地域公益活動推進協議会

活動目標1 ボランティア活動への参加の促進

活動方針 ボランティア情報の発信をはじめ、ボランティア講座を開催するなどボランティア活動への参加を促進します。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
ボランティア情報の発信	社協だより、ホームページ等を活用しボランティア情報を発信すると共に、新たな情報発信ツールの活用を図ります。					▶
ボランティア講座の開催	階層別や分野別のボランティア講座を開催し、活動をはじめめるきっかけづくりを進めます。					▶
ボランティアグループの活動支援	ボランティア連絡会の活性化を図るとともに、ボランティアグループの活動を支援します。					▶
介護支援ボランティア制度の推進	市と連携して住民のボランティア活動への参加を促進し、介護予防の推進やボランティア活動の活性化に努めます。					▶

活動目標2 地域福祉活動を推進する人材の育成

活動方針 地域福祉活動の担い手を養成するため、福祉について触れる機会や理解する機会をつくり、新たな担い手の発掘や育成に取り組みます。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
愛のバザーの実施	市民からの寄付物品の提供や、施設・団体による運営協力など、幅広く福祉に参加する機会として愛のバザーを実施します。					▶
下松市社会福祉振興大会の開催	福祉関係者の相互理解と連携を深めることを目的として開催します。					▶
福祉担い手講座の開催	新たな地域福祉活動の担い手の育成を目的に講座を開催します。					▶
各種研修会の参加促進	県社会福祉協議会などが実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。					▶

活動目標3 地域福祉に取り組む団体への支援

活動方針 福祉課題の多様化にともない、障がい者団体をはじめ、NPO、市民活動団体など幅広い支援を行うため、地域福祉に取り組む団体との連携を強化します。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
各種団体活動の支援	障がい者団体をはじめ、各種団体への活動の把握と活動支援を行います。					→
福祉関係団体との連携強化	地域福祉に取り組むNPOをはじめ市民団体の活動を支援します。					→
地域公益活動の取り組み	市内社会福祉法人と協働して社会貢献活動への取り組みを行います。					→
助成情報等の提供	地域福祉に取り組む多様な団体の活動を、情報提供等により活動支援をします。					→

活動目標4 福祉教育の推進

活動方針 小・中学校をはじめ、子どもから大人まであらゆる世代を対象として、福祉教育の推進と福祉に関する情報の発信などの啓発活動を行います。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		29	30	31	32	33
学校と共に進める福祉教育の推進	小・中学校との連携強化を図り、一貫した福祉教育の推進に努めます。					→
ジュニアボランティア養成事業の推進	小・中学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、助け合い、地域連帯の精神を醸成します。	内容の検討				→
福祉を理解するための講演会の開催	市民を対象に、身近な話題について学ぶ講演会を開催します。					→
各種実習生の受入れ	社会福祉士、介護福祉士養成のため、大学や専門学校等の実習生を受入れます。					→

基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

現状と課題

下松市社会福祉協議会では、住民の皆さんが「困ったな」「心配ごとがある」「不安だ」と感じた時の各種福祉相談窓口として、また、関係機関との最も身近なパイプ役として、福祉相談に取り組んでいるところです。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人と人との交流の減少や住民相互の関係の希薄化、生活・福祉課題の多様化や複雑化など、近年の社会経済環境などの変化にともない、地域での社会的孤立や孤独の状態にある人たちを巡る課題が顕在化・深刻化しています。

こうした複雑・多様化している相談に対して、相談窓口の専門性の向上を図ると共に、必要に応じて他の相談機関やサービスにつなげていく必要があります。

そのためには、社協だよりやホームページ、各種研修会などで福祉相談に関する情報発信を行うほか、相談体制の強化及び関係機関との連携を図るとともに、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるように、地域で生活を支援する地域福祉の仕組みづくりを進めていく取り組みが必要となっています。

【一人ひとりで取り組むこと】

- 困った時や情報が欲しい時は、自ら進んで相談に行きましょう。
- 地域の課題について考える機会を持ち、身近に相談できる人を見つけましょう。
- 地域で困っている人がいたら、地域の相談窓口を紹介しましょう。

【地域みんなで取り組むこと】

- 困っている人に対して、情報提供し、地域の相談窓口を紹介しましょう。
- 活動の中で気軽に相談できる機会を作りましょう。
- 自分たちの暮らす地域のあり方や、地域の問題について話し合う機会を作りましょう。

【市域・社協で取り組むこと】

- 地域の方が必要な相談窓口の情報を得られるように、相談窓口の普及啓発を図ります。
- 地域住民が安心して相談できるよう、職員の資質向上に取り組み、相談体制の充実を図ります。
- 社会福祉協議会の活動や地域での活動についての情報発信に努めます。

活動目標1 相談支援体制の充実

- 総合相談事業の推進
- 職員の資質向上
- 苦情解決窓口の充実

活動目標2 情報提供の充実

- 「社協だより」の発行
- ホームページの充実
- 各種事業の情報発信

活動目標3 生活を支援するためのサービスの提供

- 生活困窮者自立支援事業
- 子どもの学習支援への協力
- 地域福祉権利擁護事業
- 法人成年後見事業
- 住民参加型サービス事業の実施
- 新たな地域・生活課題に対する研究・協議

活動目標4 住民ニーズを把握する仕組みづくり

- 地区社会福祉協議会との情報交換会の実施
- 福祉意識調査の実施
- 協議体活動の充実



下松市社会福祉振興大会

活動目標1 相談支援体制の充実

活動方針 住民の皆さんが相談しやすい環境づくりや、相談員及び職員の資質向上に努めます。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
総合相談事業の推進	心配ごと相談及び総合相談事業の利用しやすい環境づくりに努めます。					▶
職員の資質向上	あらゆる相談に対応するため、職員のスキルアップに努めるとともに相談担当者間の連携を図ります。					▶
苦情解決窓口の充実	利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応し、苦情相談窓口や第三者委員会等の苦情解決体制を充実します。					▶

活動目標2 情報提供の充実

活動方針 住民の皆さんに理解されるよう、SNS等を通じた情報発信に努めます。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
「社協だより」の発行	わかりやすく、読みやすい「社協だより」づくりに努めるとともに、情報発信に努めます。					▶
ホームページの充実	ホームページの充実を図ります。また、定期的更新をはじめ、計画的に運用して、事業についてのPRに努めます。					▶
各種事業の情報発信	SNS等を用いた各種事業の情報発信に努めます。	検討				▶

活動目標3 生活を支援するためのサービスの提供

活動方針 住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるように、福祉サービスの適切な提供を図るとともに、権利の擁護に努めます。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
生活困窮者自立支援事業	引きこもりや生活困窮等の方が自立した生活が送れることができるように支援するため、家計改善支援事業・就労準備支援事業に取り組みます。	就 労 準 備 支 援				→
子どもの学習支援への協力	教育委員会が実施している「くだまつ未来塾」の実施に協力し、学習支援に取り組みます。					→
地域福祉権利擁護事業	判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等が安心して地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理を行います。					→
法人成年後見事業	法定後見人として、判断能力が十分にできない方に対し、財産管理や身上監護を行い、被後見人の権利を擁護します。					→
住民参加型サービス事業の実施	住民参加型サービス事業の拡充を図るため、サービス内容等の見直しを図ります。	研 究	見 直 し			→
新たな地域・生活課題に対する研究・協議	複合的な生活課題に対応できるように、課題解決の研究・協議を行います。					→



助け合いサービス事業



生活困窮者自立支援事業

活動目標4 住民ニーズを把握する仕組みづくり

活動方針 ニーズや地域に合った地域福祉活動を推進するため、福祉課題やニーズの把握に努めます。

具体的な取り組み

実施計画（事業名）	内 容	年次計画				
		4	5	6	7	8
地区社会福祉協議会との情報交換会の実施	地域の福祉課題や住民ニーズを把握するため、地区社会福祉協議会と情報交換を実施します。	実施		実施		実施
福祉意識調査の実施	各種研修会等を通じ福祉意識の調査を実施します。					→
協議体活動の充実	協議体活動を通じて、地域の住民ニーズの把握に努め、住民主体の助け合い活動を広げるといった「地域づくり」に取り組みます。					→



福祉講演会



花岡きすな星



協議体委員研修会

資料編

- 1 下松市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 2 下松市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況
- 3 下松市社会福祉協議会経営方針
- 4 下松市社会福祉協議会機構図
- 5 下松市社会福祉協議会の組織体制
- 6 用語の解説



1 下松市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人下松市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するために設置する下松市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の任務を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体、地域活動等実践者
- (2) 学識経験者
- (3) その他、計画策定に必要な者

3 委員の任期は、委嘱した日から、令和4年3月31日までとする。ただし、欠員により生じた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長となる。ただし、委員の半数以上が出席しなければ委員会を開くことができない。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

4 その他、部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

下松市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
木 本 芳 樹	学識経験	委 員 長
伊 藤 信 弘	下松市民生児童委員協議会 会長	副 委 員 長
山 岡 喜 久 吉	久保地区福祉協議会 会長	
古 田 尊 子	下松市連合婦人会 会長	
田 中 豊	下松市自治会連合会 会長	
六 反 弘 道	シニアクラブ下松 会長	
脇 田 苗 美	下松市障害者福祉団体連合会 会長	
久 保 朝 子	まつぼっくりの会 会長	
弘 津 亨	第2しょうせい苑 施設長	
藤 田 萬 喜 子	下松市更生保護女性会 会長	
瀬 来 輝 夫	下松市健康福祉部 部長	
安 野 政 行	下松商工会議所 専務理事	
野 村 卓 志	山口県司法書士会	

※役職名は、就任当初の役職名

2 下松市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況

第1回 下松市地域福祉活動計画策定委員会

日 時 令和3年12月21日（火）

- 内 容 1 下松市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱について
2 正副委員長の選任
3 協 議
 (1) 骨子案について
 (2) 今後のスケジュールについて

第2回 下松市地域福祉活動計画策定委員会（書面開催）

日 時 令和4年2月17日（木）

- 内 容 1 現計画の評価について
2 具体的活動計画（素案）

第3回 下松市地域福祉活動計画策定委員会

日 時 令和4年3月14日（月）

- 内 容 1 下松市地域福祉活動計画（案）について
 ○活動計画について協議



3 下松市社会福祉協議会経営方針

下松市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で、だれもが、安心して、豊かに、暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することを使命として活動します。

《経営理念》

①住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民や福祉関係者、ボランティアや市民活動団体と相互理解と協働により、市民参画型の福祉社会の実現に取り組みます。

②地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、だれもが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるよう、自立支援や利用者本位の福祉サービスの実現に向けた取り組みをします。

③地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉活動やサービスと生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的で効果的な支援体制を整備することに取り組みます。

④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

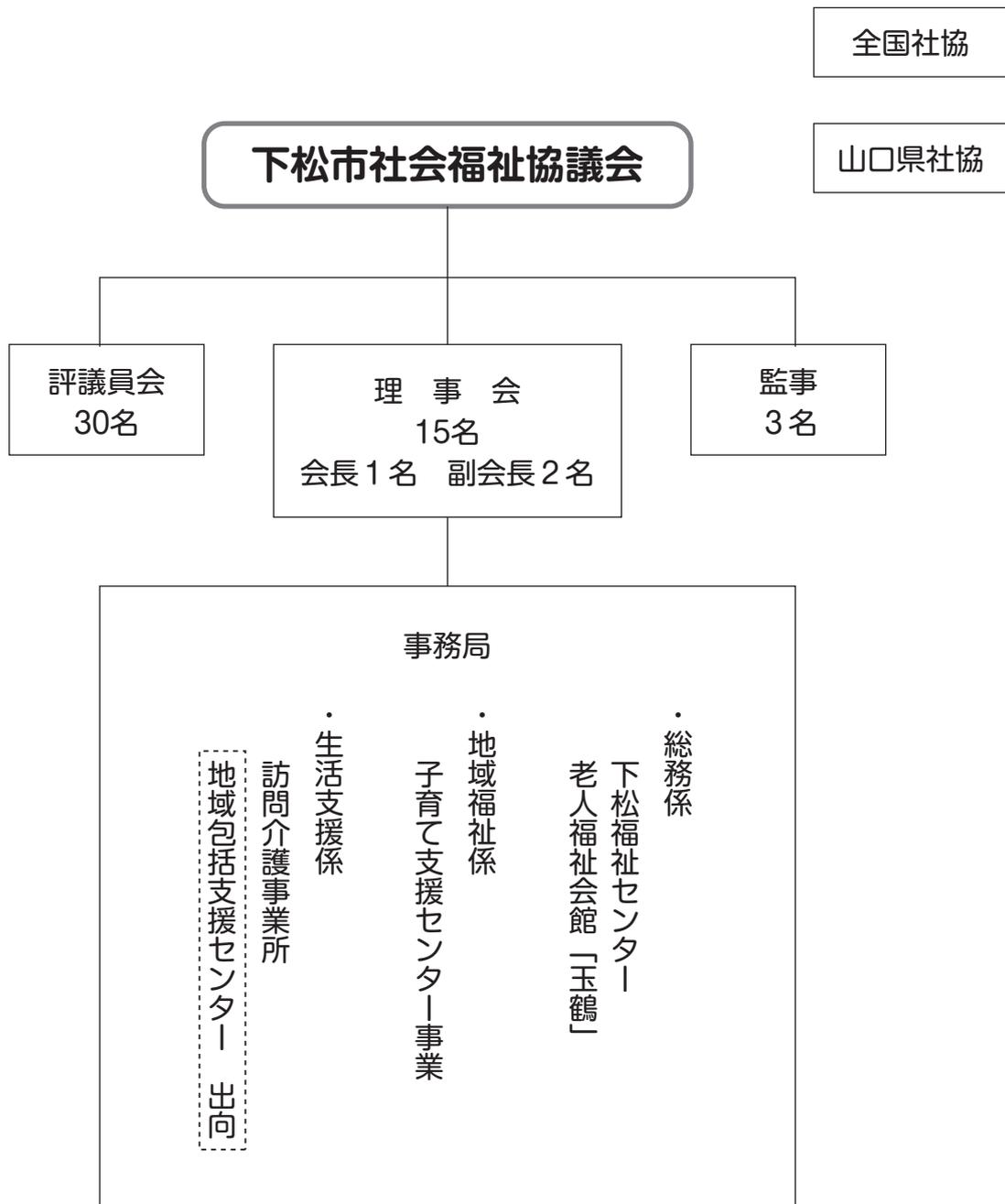
制度の谷間にある福祉課題や社会的支援を要する人々へ重きを置き、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民や関係機関に働きかけ、新たな福祉ニーズや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。

《経営方針》

本会は、その使命と経営理念を実現するために、次の経営方針に基づいた経営を行います。

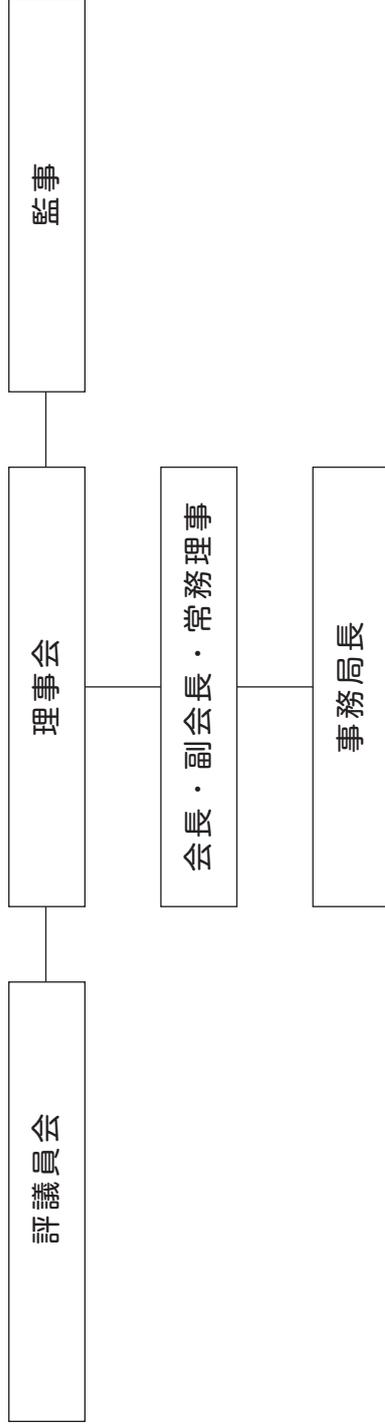
- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- ③事業の効率測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。

4 下松市社会福祉協議会機構図



※令和4年3月現在

5 下松市社会福祉協議会の組織体制



法人経営部門	地域福祉活動推進部門	相談支援・権利擁護部門	介護・生活支援サービス部門
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等の運営 ・財務運営・管理 ・自主財源確保に向けた資金調達者の設置や体制づくり ・リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備 ・人事・労務管理、人材育成 ・BCPの策定・推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協等の活動推進・支援 ・小地域ネットワーク活動の推進・支援 ・ふれあい・いきいきサロン ・福祉員の設置促進 ・生活支援体制整備事業 ・ボランティアセンター ・災害ボランティアセンター等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・地域福祉権利擁護事業 ・法人成年後見事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・福祉なんでも相談 ・心配ごと相談 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業 ・障害福祉サービス事業 ・移動支援事業 ・意思疎通支援事業 ・子育て支援センター事業 ・食の自立支援事業 ・寝具乾燥事業 等

6 用語の解説

《あ行》

◇SNS

「Social networking service」の略で、インターネット上において友人や知人同士の集まりといった社会的なコミュニティを構築するようなサービスのことを指します。

◇NPO法人

「営利目的ではない法人」のことです。「Non-Profit Organization」の略であり、特定非営利活動法人とも呼ばれます。

《か行》

◇介護支援ボランティアポイント制度事業

介護予防の推進やボランティア活動の活性化を目的として、介護支援ボランティアの登録をしている方が、登録介護施設・事業所等で行ったボランティア活動に対して、ポイントを付与する事業です。

◇協議体

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を目指す地域包括ケアシステムの1つとして、支え合いの地域づくりのための、情報の共有・連携強化をする場のことです。

◇敬老会

敬老者が一堂に会し、長寿と健康に感謝するとともに、地域住民と長寿を慶び・祝うことにより、敬老精神の高揚及び高齢者の生きがいを助長することを目的に、満77歳以上の敬老者を各地区で開催される敬老会に招待しています。

《さ行》

◇災害時要配慮者

災害発生時の避難等に特に支援を要する方のことです。

◇災害ボランティアセンター

災害が起きたときに、被災者や被災地に効果的・効率的に支援を行うために設置される、災害復興支援に特化したボランティアセンターです。

◇社会福祉法人

社会福祉事業の透明性と公益性を確立するために、特別に設けられた公益法人のことです。

◇生活困窮者自立支援事業

生活に困っている方（生活保護を受けていない方）が地域の中で自立した生活が送れるように、相談支援員が相談者の抱える悩みを伺いながら問題を一緒に整理し、解決へのお手伝いをします。

◇生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。

◇生活支援体制整備事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止に係る体制の整備、その他、これらを促進する事業のことです。

◇成年後見制度

裁判所が本人の能力に応じ、重要な事項に限り、代理をし、本人の行為に同意をする権限を持つ援助者を選ぶ制度です。知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者など意思能力の不十分な人の利益を守るために、身上監護や財産管理を行い、必要な援助を行います。

◇総合相談

市民の生活上の様々な悩み、困りごと、心配ごとなどについて、気軽に相談に応じ、関係機関等との有機的な連携や適切な助言・指導を通し、問題の解決のための援助を行っています。

* 福祉なんでも相談	月曜日～金曜日	9時～17時
* 心配ごと相談	毎週水曜日	13時～16時
* 行政相談	毎月第3木曜日	13時～16時

《た行》

◇助け合いサービス事業

高齢者や障がい者などで日常生活上の家事等で困っている方々（利用会員）の負担を少しでも和らげるために、福祉に理解を持った地域の方々（協力会員）が訪問し、身の回りのお世話をし、会員同士の助け合い活動です。

◇地域公益活動

社会福祉法第24条第2項に基づき、地域の社会福祉法人が連携し、地域福祉の向上に資する活動です。

◇地域福祉権利擁護事業

日常生活上の判断ができない認知症の高齢者や知的・精神障がいのある方々が、地域で、安心して生活できるよう支援するサービスで、「福祉サービス利用援助」「日常的金銭管理」「書類預かりサービス」を行っています。

※国においては、平成19年度から地域福祉権利擁護事業は、名称が「日常生活自立支援事業」に変更になっています。山口県においては、名称は従来のまま「地域福祉権利擁護事業」で実施しています。

◇地区社会福祉協議会（地区社協）

地区社会福祉協議会は、住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。地区住民や、町内会・自治会、民生児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織です。

地区社会福祉協議会は、私たちの生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土作りを進めていく活動をしています。現在市内の15の地区に設置され、それぞれ地域に根ざした福祉活動を展開しています。

《な行》

◇2040年問題

2040年になると、1971年～1974年の第2次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が60歳～70歳となります。少子高齢化が進展し、65歳以上の高齢者の人口がピークなることで起こりうる問題を総称して「2040年問題」と言います。

《は行》

◇8050問題

引きこもりの若者がそのまま中年になっても親の支えで生活をしているうちに親も高齢となり、収入や介護などで親子ともに生活が困難になることが多く、社会問題としてとらえられています。

◇BCP

自然災害やウイルス流行などの緊急時に、被害や損害を最小限に抑えるための事業継続化計画のことです。

◇福祉員

地域のみなさんから選出され、下松市社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する「小地域福祉活動をすすめる地域ボランティア」です。福祉員は、選出された地区（自治会）を担当とし、民生児童委員、自治会長などと協力して地域の福祉問題を発見し、解決する「担い手」としての役割が期待されています。つまり、地域の中でおたがいが助け合って、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるように支援するのが福祉員の活動で任期は2年となっています。

◇福祉教育

福祉をテーマとして、自尊感情や命の尊さについて学び、共に生きる力を育むとともに、体験的な学習を通じて福祉について考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のことです。

◇福祉の輪づくり運動

地域において、「困ったときお互いが助け合える組織を地域につくろう」という思いのもとに、社会福祉協議会が中心となり、住民やボランティアの参加を得て、保健、医療、福祉の関係者をはじめとした、様々な機関・団体と一体になって、地域の福祉問題を解決していこうという活動を行っています。

◇ふれあい・いきいきサロン

地域の「仲間づくり」、「出会いの場づくり」を図る活動です。家に閉じこもりがち、話し相手がいない、さみしいといった不安や悩みを持っている方々に声をかけて、集まって楽しく、気軽に、無理なく過ごせる場を地域の中につくるものです。参加する方々、運営するボランティアが自由な発想で企画し、自主的に運営する活動です。

◇ふれあい食事サービス

満77歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とし、各地区において、2か月に1回程度の割合で会食または配食による食事サービスを行っています。

この事業は、ひとり暮らし高齢者相互の親睦や孤独感を和らげるとともに生きがいを高め、地域の一員として活力ある生活を営んでもらうことを目的としており、地区社会福祉協議会を実施主体に民生児童委員、福祉員、自治会役員、ボランティア等の協力により実施しています。

◇ボランティア

一般的には「自発的な意思に基づいて、他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられます。

《ま行》

◇民生委員・児童委員（民生児童委員）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している民間の奉仕者です。地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行っています。

児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねており、任期は3年となっています。

下松市地域福祉活動計画

編集・発行：下松市社会福祉協議会

〒744-0078 下松市西市二丁目10番16号

TEL：(0833) 41-2242 FAX：(0833) 41-2330

E-Mail：info@kudamatu-syakyo.or.jp
